新寄付税制で、認定ＮＰＯ法人への

寄付がしやすくなりました。

☞「税額控除」と「所得控除」の違いは？

税額控除：課税対象額に税率を掛けて算出した〈税額〉から差し引く事ができるもの。所得に関わらず原則的に減税額は同じ。もっとも身近な税額控除は住宅ローン控除です。

所得控除：〈所得金額〉から差し引く事ができるもの。所得控除額が大きいほど課税対象額が少なくなり、結果、税額も少なくなるのです。所得が多いほど有利です。

１．個人が認定ＮＰＯ法人に寄付した場合

→　寄付金控除を受けられます。

個人が認定NPO法人へ寄付をした場合は、確定申告をすれば、税金の還付を受けることができます。

寄付金控除は次の算式で計算します。（税額控除方式の場合）

（　寄付金額　※2　－　2,000円　）×　50%　※3　＝　寄付金控除額

※2　その年中に「認定NPO法人」に寄付した金額の合計

※3　住民税を含めた割合です。住民税の控除割合は最大10%ですが、これは各自治体によって違います。

２．法人が認定ＮＰＯ法人に寄付した場合

→　損金算入限度額の枠が拡大されます。

一般のNPO法人へ寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります。

特別損金算入限度額　：　認定NPO法人にある特別枠です

（　資本金等の額　×　0.25%　＋　所得金額　×　5%　）×　1／2

３．相続人が認定ＮＰＯ法人に寄付した場合

→　寄付をした相続財産が非課税になります。

例えば、3億円の相続財産があった場合、このうちの1億円を認定NPO法人に寄付すれば、相続税の課税対象額は2億円になります。

ＮＰＯ法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会　より